

仕 様 書

1 業務の名称 産業廃棄物(汚泥)収集運搬・処分業務(単価契約)

2 契約期間 契約日から令和7年3月31日まで

3 履行場所 和歌山市紀三井寺811番地1
和歌山県立医科大学附属病院

4 業務の内容

和歌山県立医科大学附属病院から排出されるグリストラップ清掃により発生する汚泥を収集・運搬、処分する業務

【以下、業務内容の詳細等】

(1) 清掃業者がグリストラップ清掃により発生する汚泥を汚泥吸引車に集め、その吸引車から受託者が汚泥を抜き取り、自社中間処分場まで運搬し、中間処理を行う。

(2) 契約日から令和7年3月31日までの排出予定量14.39トン
(業務単位は1トンとし、契約は1トンあたりの単価契約とする。)

※上記数量は予定数量であるので、実際の排出量は前後することがある。

(3) 受託者は、年6回(原則2か月に1回)汚泥を収集運搬・処分を行うものとする。

収集運搬は、夜間に行う。(原則22:00~24:00の間)

(4) 受託者は、前号により汚泥の積載を行うとき、その容量を集計するものとする。

(5) 委託者は、受託者の収集運搬車への汚泥の積載状況及び(4)の容量を確認し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)第12条の5の規定により電子情報処理組織を使用して情報処理センターへ登録した内容を記載した受渡確認票又は第12条の3の規定に基づく産業廃棄物管理票を受託者に交付するものとする。

ただし、産業廃棄物管理票は、受託者負担とする。

(6) 受託者は、収集運搬した汚泥を中間処理を行い、中間処理を終えたものを最終処分業者に引き渡し、適正に処分すること。

5 業務の履行に関する留意事項

受託者は、委託業務を履行するにあたって廃棄物処理法及びその関係法令並びに厚生労働省・環境省通達を遵守しなければならない。

6 委託料の支払

受託者は、次の算式により算出した金額を業務実施月の委託料として翌月委託者に請求するものとする。

業務実施月に処理した汚泥の総重量(トン) × 契約単価

総重量は小数第2位まで算出することとし、第3位以降は切り捨てるものとする。

また、請求金額に1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

7 その他

この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じたときは、双方協議して決めるものとする。